

レベル認定の実施機関の公募について

レベル認定の実施機関については、当初、制度の立ち上げにかかる経費を内閣府が補助金を交付して支援することとしているところ、具体的な交付先は、透明性、公平性を図る観点から、公募することとする。公募の際には、次の必須要件を満たす法人の中から、最も的確に実施機関としての役割を担える機関を企画競争で選定することとする。

1. 必須要件

公益性

公益的な活動を行うにふさわしい法人であること。（複数の公益的な活動を行う法人が協議会を構成し、全体を統括する法人が補助金の交付先となる場合も、可とする。）

事務処理体制

事務を確実に処理する体制が確保されること。

事業の継続性

国の補助金による立ち上げ支援が終了した後であっても、事業を継続的に担うことができる体制（財務面を含む）が見込まれること。

中立性・公平性

レベル取得をしようとする者を研修する機関（教育機関を含む）と利益相反の関係に立たないこと。

また、特定の事業者又は分野等に偏らず、中立・公正な運営が行えること。

専門的知見

介護人材、食の6次産業化人材、カーボンマネジャーが関わる分野について、一定の専門的知見が確保されていること。

2. 企画競争に付する事項

事業実施計画

国の補助金による立ち上げ支援期間（当面3か年とする。）における事業の実施計画について、効率的・効果的な実施計画が定められているかどうか。

事業実施体制

事業に従事する者の役割・責任分担等の実施体制が明確であるか。

経理処理体制

経理処理の体制（経理担当者の勤務状況、会計処理方法、会計事務所等の助言・指導の有無等）が確実に整備されることとなっているかどうか。

知見、専門性及び経験

事業の目的を確実に実行するため、事業の推進に当たって必要となる知見、専門性及び経験を有しているか。